介護サービス(居宅サービス)の 種類と費用のめやす

ケアプランの作成・サービス利用についての相談

居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、 安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

> ケアプランの作成および相談は無料です。 (全額を介護保険で負担します)



日常生活の手助けを受ける

訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、 身体介護や生活援助を受けます。

〈身体介護〉

- ●食事、入浴、排せつのお世話
- ●衣類やシーツの交換 など

〈生活援助〉

- ●住居の掃除、洗濯、買い物
- ●食事の準備、調理 など

同居家族がいる場合はホームヘルパーの生活援助は利用できま せん。敷地内同居も同居とみなされます。同居家族がいても 身体介護は利用できます。



自己負担(1割)のめやす

	身体介護	20分~30分未満	244円
	中心	30分~1時間未満	387円
生	生活援助	20分~45分未満	179円
	中心	45分以上	220円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回) 97円



以下のサービスは、介護保険の対象外です

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- ●本人以外の家族のための家事
- ●ペットの世話
- ●草むしり・花の手入れ

- ●来客の応対
- ●模様替え
- ●洗車
- など

※サービスの内容によっては、「介護保険外」のサービスとして受けることができます。 希望するときは、ケアマネジャーやサービス提供事業者に相談しましょう。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

- 実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.5参照)
- ※自己負担のめやすは標準的な地域のものです。実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、
- サービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。 ※自己負担のめやすは令和6年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。「施設に通う」「短期間施 設に入所する」など、さまざまな種類のサービスが用意されています。

これらのサービスのなかから、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

地域密着型サービスについて▶ 20・21ページ。

自宅を訪問してもらう

訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。



自己負担(1割)のめやす 1 🗇

1.266円

515円

517円

566円

518円

362円

サ

訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。



自己負担(1割)のめやす

医師の場合(月2回まで)

歯科医師の場合(月2回まで)

薬局の薬剤師の場合(月4回まで)

歯科衛生士等の場合(月4回まで)

【単一建物居住者1人に対して行う場合】

医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)

自己負担(1割)のめやす

308円

お医者さんの指導のもとの助言・管理

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問し てもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指 導を受けます。

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや

自己負担(1割)のめやす

病院•	20分~30分未満	399円
診療所から	30分~1時間未満	574円
訪問看護	20分~30分未満	471円
ステーションから	30分~1時間未満	823円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

施設に通う

点滴の管理をしてもらいます。

通所介護「ディサービス」

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす

訪問看護

【通常規模の施設/7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1 658円 要介護 3 900円 要介護 5 1,148円 777円 要介護 4 1,023円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。 56円/1日

200円/1回

通所リハビリテーション「ディケア」

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

自己負担(1割)のめやす

【通常規模の施設/7~8時間未満の利用の場合】

要介護 2 903円 要介護 4 1,215円

要介護 1 762円 要介護 3 1,046円 要介護 5 1,379円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。 200円/1回

150円/1回 など

10

自己負担は1~3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

|二|| 短期間施設に泊まる

短期入所生活介護

【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	704円	603円	603円
要介護 2	772円	672円	672円
要介護 3	847円	745円	745円
要介護 4	918円	815円	815円
要介護 5	987円	884円	884円

短期入所療養介護

【医療型ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	836円	753円	830円
要介護 2	883円	801円	880円
要介護 3	948円	864円	944円
要介護 4	1,003円	918円	997円
要介護 5	1,056円	971円	1,052円

- ※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
- ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
- ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

	ユニット型個室	リビングスペース(共同生活室)を併設している個室
居室(部屋のタイプ)	ユニット型個室的多床室	リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋
について	従来型個室	リビングスペースを併設していない個室
	多床室	定員2人以上の相部屋

施設に入っている方が利用する介護サービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

1日あたりの 自己負担(1割)のめやす 【包括型(一般型)の場合】

			_
要介護 1	542円	要介護 4	744円
要介護 2	609円	要介護 5	813円
要介護 3	679円		

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

その他の サービス

▶ 地域密着型サービス …………………………… 20・21 ページ

▶ 福祉用具貸与・購入、住宅改修 …………… 22・23ペーシ

施設サービスの 種類と費用のめやす



介護保険施設に入所して受けるサービスを 「施設サービス」と呼びます。 介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。 入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

生活介護が中心の施設

介護老人福祉施設

【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 3	約24,450円	約21,960円	約21,960円
要介護 4	約26,580円	約24,060円	約24,060円
要介護 5	約28,650円	約26,130円	約26,130円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。

: 介護やリハビリが中心の施設

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が 必要な方が対象の施設です。医学的な管理の もとで介護や看護、リハビリが受けられます。 1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【基本型】

要介護度	₹	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護	1	約24,060円	約21,510円	約23,790円
要介護	2	約25,440円	約22,890円	約25,290円
要介護:	3	約27,390円	約24,840円	約27,240円
要介護・	4	約29,040円	約26,490円	約28,830円
要介護!	5	約30,540円	約27,960円	約30,360円

長期療養の機能を備えた施設

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護 (日常生活上の世話) が一体的に受けられます。

※介護療養型医療施設(令和6年3月末に廃止)の転換先として、平成30年4月に創設された施設です。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【I型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	約25,500円	約21,630円	約24,990円
要介護 2	約28,800円	約24,960円	約28,290円
要介護 3	約35,970円	約32,100円	約35,460円
要介護 4	約39,000円	約35,160円	約38,490円
要介護 5	約41,760円	約37,890円	約41,250円

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

- ※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
- ※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。
- (ユニット型個室、従来型個室、多床室などの違いについて▶P.12参照)
- ※施設サービス費のめやすは令和6年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

●施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費 の1~3割 居住費 (滞在費) +

+ (

日常生活費 (理美容代など)

自己負担

居住費と食費については、施設 の平均的な費用をもとに、基準 費用額が定められています。 実際の費用は施設と利用者と の契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

変更ポイント

		居住費(滞在費)						
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	食費			
令和6年 7月まで	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円			
令和6年8月から	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円			

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

●所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

●給付を受けるには、市への申請が必要です。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

居住費の限度額を変更。(令和6年8月から)

	利用者	負担 所得の状況*1		預貯金等の	居住費 (滞在費)				食費
	負担 段階			資産 ^{*2} の状況	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設
		生活保護受給者の方等		要件なし			490円		
令和	1	世帯全	老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	(320円)	0円	300円
6 年 7	2	貢がた	前年の合計所得金額+年金収 入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 [600円]
月まで	3-①	民税	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 【1,000円】
	3-2	非課税	前年の合計所得金額+年金収 入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 [1,300円]

		生	活保護受給者の方等	要件なし			550円		
令和	1	世帯全	老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	(380円)	0円	300円
6 年 8	2	真がた	前年の合計所得金額+年金収 入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 [600円]
月から	3-①	提 税 提	前年の合計所得金額+年金収入 額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 [1,000円]
	3-2	非課税	前年の合計所得金額+年金収 入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 [1,300円]

- 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。
- ()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
- ※1 住民票上世帯が異なる (世帯分離している) 配偶者 (婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止 法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外) の所得も判断材料とします。
- ※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
- *第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

介護予防サービスの 種類と費用のめやす

介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。 できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいき とした生活を送れるよう支援します。 地域密着型サービスについて ▶ 20・21ページ。

要支援 1・2 の方は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型や通所型のサービスを利用することができます。 (P.18 参照)

介護予防ケアプランの作成・サービス利用についての相談

介護予防支援

地域包括支援センターの職員に介護予防ケアプランを作成 してもらうほか、利用者が安心して介護予防サービスを利 用できるよう支援してもらいます。

介護予防ケアプランの作成および相談は無料です。 (全額を介護保険で負担します)



自宅を訪問してもらう

介護予防 訪問リハビリテーション

専門家に訪問してもらい、利用者が自分で行える体操やリハビリなどの指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回 298円

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

- 実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.5参照)
 - ※自己負担のめやすは標準的な地域のものです。実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、
 - サービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。※自己負担のめやすは令和6年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

護予防サ

お医者さんの指導のもとの助言・管理

介護予防 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問し てもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指 導を受けます。

自己負担(1割)のめやす 【単一建物居住者1人に対して行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円

介護予防訪問看護

看護師などに訪問してもらい、介護 予防を目的とした療養上のお世話や 必要な診療の補助などを受けます。



自己負担(1割)のめやす

病院•	20分~30分未満	382円
診療所から	30分~1時間未満	553円
訪問看護	20分~30分未満	451円
ステーションから	30分~1時間未満	794円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

施設に通う

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓 練などを日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- ●食事に関する指導など(栄養改善)
- ●□の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の 指導など(口腔機能向上)

などのメニューを選択して利用できます



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	2.268円	要支援 2	4.228円
-	Z.Z00 🗖	女女15 4	4.220 🗖

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

200円/月 ·栄養改善

・口腔機能向上 150円/月 など

短期間施設に泊まる

介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期 間入所して、食事・入浴などの サービスや、生活機能の維持 向上のための機能訓練が受 けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	529円	451円	451円
要支援 2	656円	561円	561円

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期 間入所して、医療や介護、生 活機能の維持向上のための機 能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	624円	579円	613円
要支援 2	789円	726円	774円

- ※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
- ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
- ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

施設に入っている方が利用する介護サービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受ける サービスです。食事・入浴などのサービスや生活 機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。 サービスは、包括型(一般型)と外部サービス利用 型に区分されます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【包括型(一般型)の場合】

183円 | 要支援 2 | 313円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

介護予防が 大切なのは なぜ?

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。 実際、要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱く なったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を 悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いとい う結果が出ています。

できることはなるべく自分で行い、体を動かすことで、心身 の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すこと ができるのです。



その他の

▶ 地域密着型サービス ··············· 20・21ページ

■福祉用具貸与・購入、住宅改修 ………… 22・23ページ

16

総合事

総合事業 自分らしい生活を

続けるために

介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)は、高齢者の介護予防と自立 した日常生活の支援を目的とした事業で、介護予防・生活支援サービス事業と 一般介護予防事業の二つからなります。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

総合事業の ポイント

- 要支援1・2の方は、介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス 事業を利用できます。
- 介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合は、基本チェック リストによる判定で利用できます。(要介護認定は不要です)

総合事業を 利用するには まずは、地域包括支援センターへご相談ください。心身の 状態を確認したうえで、その方に合ったサービスや支援を 受けることができます。



総合事業は、地域全体で高齢者を支え、高齢者の方も自らの持つ能力をできる限り活かして、要介護状 態になることを予防するための事業です。

☑ 基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目から なる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかがわかります。

基本チェックリスト(一部抜粋)

- □階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか
- □ 6カ月間で2~3kg以上の体重減少はありましたか
- □ 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- □ 週に1回以上は外出していますか
- □ 周りの人から[いつも同じことを聞く]などの 物忘れがあると言われますか

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食 欲がなくなってきた | などのちょっと した不調が、介護が必要な状態にまで 悪化してしまうことがあります。 いつまでも自分らしい生活を続けるた めには、症状が重くなる前に介護予防 などに取り組むことが大切です。



生活機能の低下が気になったら地域包括支援センターに相談しましょう。

介護予防・生活支援サービス事業

地域の実情に応じた「介護予防」と「生活支援」を目的としたサービスなどがあります。 ※詳しくは四万十市高齢者支援課にご相談ください。

- 対象者)●要支援1・2の方
 - ●基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方



地域包括支援センターの職員に相談し、サービスの 種類や回数を決め、ケアプランを作成します。





掃除、洗濯などの日常生活上の訪問型のサービス。 地域住民が主体となったボランティアによるゴミ出し などの支援から、介護事業者による、以前の介護予防訪 問介護に相当するサービスまで多様なサービスが想定 されています。

自己負担(1割) のめやす【月額】

週1回	1,176円
週2回	2,349円



機能訓練や集いの場など通所型のサービス。 地域住民が主体となった体操や運動等の サービスから、介護事業者による、以前の 介護予防通所介護に相当するサービスま で多様なサービスが想定されています。



自己負担(1割) のめやす【月額】 地域支援事業(総合事業

要支援 1	1,798円
要支援 2	3,621円

通所型

短期集中 予防サービス 自宅で自立した日常生活が送れるよう3カ月を基本として、心身 機能向上のための運動プログラムのほか下記の支援を行います。

- ●□腔・栄養の相談や支援 ●リハ専門職による訪問での生活環境の相談・支援
- ●心身の自己管理についての学習

利用料:1回あたり300円(利用した回数分を月請求、自己負担割合に関わらず)



一般介護予防事業

高齢者のみなさんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするための 教室(介護予防教室)などを実施します。

※詳しくは四万十市高齢者支援課にご相談ください。

(対象者)65歳以上のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方

介護予防教室の例

【運動器の機能向上】

- ●筋カトレーニング
- ●有酸素運動 など



- 【口腔機能の向上】
- ●□の中や義歯の手入れ方法
- ●咀嚼、飲み込みの訓練法などの指導



19

18

住み慣れた地域で受けるサービス



認知症の方向けのサービス

認知症対応型通所介護

(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、 機能訓練を日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす【7~8時間未満の利用の場合】

要支援 1	861円	要介護 3	1,210円
要支援 2	961円	要介護 4	1,319円
要介護 1	994円	要介護 5	1,427円
要介護 2	1,102円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。



認知症対応型共同生活介護

(介護予防認知症対応型共同生活介護) 【グループホーム】

認知症と診断された方が共同で生活できる場(住居)で、 食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	749円	要介護 3	812円
要介護 1	753円	要介護 4	828円
要介護 2	788円	要介護 5	845円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。



小規模な施設の通所介護サービス

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴 などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす 【7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	753円	要介護 4	1,172円
要介護 2	890円	要介護 5	1,312円
要介護 3	1032円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な 体制で提供されるサービスです。(サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります) ※基本的には利用者は事業所のある市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせた複合的なサービス

小規模多機能型居宅介護

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に 来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟 に受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	3,450円	要介護 3	22,359円
要支援 2	6,972円	要介護 4	24,677円
要介護 1	10,458円	要介護 5	27,209円
要介護 2	15,370円		

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります

看護小規模多機能型居宅介護

利用者の状況に応じて、小規 模な住居型の施設への[通 い」、自宅に来てもらう「訪 問」(介護と看護)、施設に「泊 まる| サービスが柔軟に受け られます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	12,447円	要介護 4	27,766円
要介護 2	17,415円	要介護 5	31,408円
要介護 3	24,481円		

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。 ※要支援の方は利用できません。

地域の小規模な施設に入所して受ける介護サービス

地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介 護老人福祉施設で、食事・入 浴などの介護や健康管理が 受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室	従来型個室	多床室
要介護 3	828円	745円	745円
要介護 4	901円	817円	817円
要介護 5	971円	887円	887円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。 ※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な有 料老人ホームなどで、食事・ 入浴などの介護や機能訓練 が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	546円	要介護 4	750円
要介護 2	614円	要介護 5	820円
要介護 3	685円		

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。 ※要支援の方は利用できません。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.5参照)

実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。 ※自己負担のめやすは令和6年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

22

生活環境を整えるサービス

身 自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の品目が貸し出しの対象となります。

要介護度によって利用できる用具が異なります。



○ = 利用できる。※ = 原則として利用できない。▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。	要支援1・2 要介護1	要介護 2•3	要介護 4•5
・手すり(工事をともなわないもの) ・スロープ(工事をともなわないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ	0	0	0
・車いす ・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト	×	0	0
・白動排せつ処理装置			

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1~3割を自己負担します。

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。

- ・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。 ※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- ・事業者には、貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示すことや、全国平均価格とその 事業者の価格を説明することが義務付けられています。
- 一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。(令和6年4月から) ②変更ポイント

固定用スロープ、歩行器 (歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ) については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

身 福祉用具を買う

申請が必要です

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の品目です。

- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・腰掛便座 (便座の底上げ部材を含む)
- ・自動排せつ処理装置の交換部品
- ・排せつ予測支援機器・簡易浴槽
- ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、 入浴用介助ベルト等)
- ・固定用スロープ
- ・歩行器(歩行車を除く)
- ・歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)

年間10万円が上限で、その1~3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1~3万円が自己負担です。 (毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、 支給の対象になりませんのでご注意ください。

貸与と購入を選択できます。

【支払いについて】

- ●償 還 払 い:利用者は一旦全額自己負担します。あとで9~7割が支給されます。
- ●受領委任払い:利用者は一時的な全額負担を行わず1~3割の負担で購入が行えます。

より安全な生活が送れるように住宅を改修する

事前と事後に 申請が必要です

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7~9割が住宅改修費として支給されます。

(費用が20万円かかった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が 自己負担額です)。

- ●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市の窓口に相談しましょう。
- ●市への申請前に工事をしてしまうと給付が受けられません。



介護保険の対象となる工事の例

- ●手すりの取り付け
- ●段差や傾斜の解消
- ●滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- ●開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- ●和式から洋式への便器の取り替え
- ●その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額/20万円(原則1回限り) 20万円が上限で、その1~3割が自己負担です。

- ※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
- ※引っ越しをした場合や要介護度が3段階以上高くなった場合、再度支給を受けることができます。

●手続きの流れ

事前と事後に申請が必要です

【償還払いの場合】 (後から払い戻される)

【受領委任払いの場合】 (利用者の一時的な負担をなくす)

(利用者の-相談

●ケアマネジャーや市の窓□等に相談します。

事前申請

●工事を始める前に、市の窓口に必要な書類を提出します。

【中請書類の例】・支給申請書・住宅改修が必要な理由書・工事着工前の写真(日付入り)

・工事費の見積書(利用者宛のもの) 等

●市から着工の許可が下りてから着工します。

工事・支払い

●改修費用を事業所にいったん全額支払います。

工事・支払い

●改修費用を事業所に1~3割支払います。

事後申請

●市の窓□に支給申請のための書類を提出します。

請書類の例]・完了報告書・改修後の写真(日付入り)

・領収書(利用者宛のもの)等

住宅改修費の支給(利用者へ) 住宅改修費の支給

●工事費が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の9~7割を利用場合、介護保険対象工事代金の9~7割を利用場合、介護保険対象工事者へ支給します。

住宅改修費の支給(事業所へ)

●工事費が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の9~7割を事業所へ支給します。

住宅改修のサービス を受けるには、要介 護認定を受けている ことが前提となりま す。また、住宅改修 を利用するときには、 複数の業者から見積 りをとりましょう。



福祉用具貸与・購

入、住宅改